

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社エデュース 本社

第1 求 人

- 1 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メール等でも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話をいたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人者又は関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他の

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、国内全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

代表者 代表取締役 松本 雄一郎

求人者・求職者のみなさまへ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社エデュース
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-318630

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲：全職種

取扱地域：国内全域

手数料に関する事項

求職受付の際、求職者から徴収する手数料等は一切ありません。

求人者から徴収する手数料等については、下記手数料表のとおりです。

サービスの種類および内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者に提供する紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>15%</u> 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 <u>100,000円</u> 活動1日当たり <u>25,000円</u>

【サーチ／スカウト】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u></p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 【再就職支援】	<p>着手金 <u>100,000 円</u> 相談・助言終了時 <u>0 円</u> 成功報酬 <u>50%</u></p> <p>手数料負担は関係雇用主とします。</p>

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算になります。

求人者情報および求職者の個人情報の取扱に関する事項

求人者情報および求職者情報の取扱い者は、職業紹介事業担当者になります。

求人者および求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

当事業所は、求職者および求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適性管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適性管理規程」は以下のとおりです。

1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業担当者とする。

個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。

2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

3 1 の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合につ

いっては、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者とする。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者になります。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

苦情処理申出先：株式会社エデュース

苦情処理担当者：職業紹介責任者

連絡先：03-5809-3191

返戻金制度に関する事項

弊社からの紹介により採用された応募者が、入職後 3 ヶ月以内に、自己都合あるいは明らかに応募者の責による懲戒解雇により退職した場合、退職後 2 週間以内に弊社へご連絡いただくことで、弊社は受領した紹介手数料を下記返金規程に基づき、紹介手数料を返金致します。ただし、採用者である学校法人の責による退職、応募者の責によらない退職、応募者の死亡、天災事変の不測の事態、その他弊社の免責が妥当と判断される場合はこの限りではございません。

<返金規程>

- ・ 入職後 1 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 80%
- ・ 入職後 3 ヶ月以内の退職・・・紹介手数料の 50%